

別表六の二(九)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結  
事 業  
年 度

・ ・  
・ ・

法人名

( )

別表六の二(九) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	11	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2			高 度 省 エ ネ ル ギ ー 増 進 設 備 等 の 取 得 を した 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	12		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(九)付表「10」の合計)	3			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	13		
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4						
	法 人 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$							
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$							
	法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7						
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	15	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑤」)	16	
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (8) - (9)	10				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (15) - (16)	17	

「17」欄

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の10第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10604」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額